

横浜市立大学附属2病院と横浜市立大学医学部看護学科との連絡協議会規程

制 定 平成21年7月1日

最近改正 令和6年4月1日 規程第38号

(設置目的)

第1条 横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター（以下「附属2病院」という。）並びに横浜市立大学医学部看護学科（以下「看護学科」という。）との教育・研究及び医療における連携協力を推進するため、附属2病院と看護学科との連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、附属2病院と看護学科との連携協力の推進について次の事項に関して審議する。

- (1) 教育に関すること。
- (2) 研究に関すること。
- (3) 医療に関すること。
- (4) キャリア支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 附属病院長
- (2) 附属市民総合医療センター病院長
- (3) 医学・病院統括部長
- (4) 附属市民総合医療センター管理部長
- (5) 附属病院看護部長
- (6) 附属市民総合医療センター看護部長
- (7) 看護学科長
- (8) 医学部長

2 協議会は、附属2病院と看護学科との下部組織を置くことができる。ただし、その構成員は附属2病院及び看護学科から選出された者でなければならない。

(委員長)

第4条 協議会に委員長をおく。

2 委員長の任期は1年とし、附属病院の看護部長、附属市民総合医療センターの看護部長、看護学科長の順で輪番とする。

3 委員長は、協議会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故ある時は、第2項で定める次の委員がその職を代行する。

(開催及び定足数)

第5条 会は年2回（5月、3月）の定期開催とする。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(代理者の出席及び委員以外の者の出席)

第6条 協議会は、代理者の出席を認める。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 協議会の事務は、医学・病院統括部医学教育推進課、医学・病院統括部職員課、看護学科及び附属2病院看護部合同で処理する。

(雑則)

第8条 この規定に定めるもののほか、協議会に関する必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月16日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月24日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月1日より施行する。

附 則（令和6年規程第38号）

この規程は、令和6年4月1日より施行する。